

中国圏・四国圏広域地方計画合同協議会 設置要綱

（目的）

第 1 条 中国圏及び四国圏の広域地方計画の策定・実施に際し、両圏域の共通課題や日本海から太平洋にわたる広域的な連携に関する事項について協議するため、中国圏広域地方計画協議会及び四国圏広域地方計画協議会の会議を合同で行う中国圏・四国圏広域地方計画合同協議会（以下、「合同協議会」という。）を開催するものである。

（組織）

第 2 条 合同協議会の構成員は、各圏域の広域地方計画協議会の構成員とする。なお、各圏域の協議会の会長が、必要があると認める場合は、各圏域の広域地方計画協議会の構成員以外の者を参加させることができる。

（会議）

第 3 条 合同協議会は、中国圏及び四国圏の広域地方計画協議会会長が招集する。

2 会議の議事進行は、開催地の圏域における協議会の会長が務める。

3 各圏域の協議会構成員は、やむを得ない理由により自ら会議に出席することができない場合には、あらかじめ指名した代理者を会議に出席させることができる。

（議事の公開）

第 4 条 合同協議会の会議は、公開するものとする。

2 合同協議会の会議に提出された資料及び議事要旨は、公開するものとする。

（庶務）

第 5 条 合同協議会の庶務は、国土交通省中国圏広域地方計画推進室及び四国圏広域地方計画推進室において処理する。

附 則 この設置要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から運用する。